

- パーソナルデータの適正な利活用に向けた制度整備
- マイナンバー制度の積極的活用について
(利用範囲拡大／マイガバメント)

平成26年10月24日

内閣官房 I T 総合戦略室

『日本再興戦略』改訂2014』（抜粋）

4.世界最高水準のIT社会の実現

(3)新たに構ずべき具体的施策

②パーソナルデータの適正な利活用に向けた制度整備

ビッグデータ時代において、個人情報及びプライバシーを保護しつつパーソナルデータの利活用を促進するため、「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を踏まえ、第三者機関の体制整備や個人データを加工して個人が特定される可能性を低減したデータの取り扱いなどについて、法改正の内容を大綱として取りまとめ、次期通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。

検討状況

- 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」を6月24日IT総合戦略本部決定
- 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に対するパブリックコメントを実施（期間：6月25日～7月24日、意見者数：213名（個人142名、法人・団体71社）、意見件数：1,051件）
- 現在、パブリックコメントで頂いた意見も参考にしつつ、来年通常国会への法案提出を目指して作業を進めている。
- 制度改正に関連し、平成27年度機構定員及び予算要求をしている。

今後の予定

- 次期通常国会へ法案提出予定

基本的考え方

- 情報通信技術の進展により、多種多様・膨大なパーソナルデータが収集・分析されてきているが、その利活用に取り組む事業者が、特に個人の権利利益侵害に係る問題は発生させていないものの、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）のために社会的な批判を懸念して、**利活用に躊躇するという「利活用の壁」**が出現しており、これまで、**パーソナルデータの利活用が十分に行われてきているとは言い難い。**
- このような現状に鑑み、政府の成長戦略においては、データ利活用による経済再生を一つの柱として掲げており、特に利用価値が高いとされるパーソナルデータについて、事業者の**「利活用の壁」**を取り払い、これまでと同様に個人の権利利益侵害を未然に防止しつつ、**新産業・サービスの創出と国民の安全・安心の向上等のための利活用を実現する環境整備を行う**ことが求められている。
- これが今回の制度改正の主な目的・理由であり、制度改正により実現する新たな枠組み・ルールのポイントは、以下の3点である。
 - ① パーソナルデータの利活用は、目的外利用や第三者提供において大きな効果をもたらすことから、それらを**本人の同意に変わる一定条件のもとで行うことを可能とする枠組みを導入する。**
 - ② グレーゾーンの内容や、個人の権利利益の侵害の可能性・度合いは、情報通信技術の進展状況や個人の主観など複数の要素により時代とともに変動するものであることから、これに**機動的に対応可能とするため、法律では大枠のみ定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制により対応するものとする。**
 - ③ バランスのよい保護及び利活用の推進に向けて、法令や民間の自主規制を実効性あるものとして執行するために、**独立した第三者機関の体制を整備する。**
- なお、制度改正に当たっては、国境を越えたデータの流通を阻害することがないよう、**国際的に調和のとれた我が国として最適な制度とする**ことを目指す。

基本的な枠組み

①本人同意に代わる一定条件のもと、データを利活用可能とする枠組みの導入



- ・法律上原則として本人の同意が求められる第三者提供等について、本人同意に代わるデータ利活用の枠組みとして、提供側で「個人の特定性を低減したデータ」への加工と、受領側で特定の個人を識別することを禁止するなどの適正な取扱いを規定。
- ・医療情報等のように適切な取扱いが求められつつ、本人の利益・公益に資するために一層の利活用が期待されている情報も多いことから、萎縮効果が発生しないよう、適切な保護と利活用を推進。

②基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用



- ・事業者が利活用に躊躇しないよう、「個人情報」の範囲を明確化し、本人の権利利益の侵害が生じることのないようその取扱いを規定。
- ・技術の進展に迅速に対応することができる制度の枠組みとする。
- ・パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、マルチステークホルダープロセスの考えを活かし、消費者等も参画する民間主導による自主規制ルールの枠組みを創設。
- ・民間団体が、消費者等も参画する民間主導による自主規制ルール（業界の特性に応じた具体的な運用ルール（加工方法）や、法定されていない事項に関する業界独自のルール）（※）を策定し、その認定等実効性の確保に第三者機関が関与する枠組みを構築。

③第三者機関の体制整備等による実効性のある制度執行の確保



- ・法定事項や民間における自主的な取組について実効性ある執行を行うため、国際的な整合性も確保しつつ、第三者機関の体制を整備。
- ・第三者機関については、特定個人情報保護委員会を改組し、パーソナルデータの保護及び利活用をバランスよく推進することを目的とする委員会を設置。
- ・専門的知見の集中化、分野横断的かつ迅速・適切な法執行の確保の観点から、現行の主務大臣が有している機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限を有するものとする。また、民間の自主規制ルールの認定等及びパーソナルデータの越境移転に関して相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を認証する民間団体の認定・監督等を実施。

マイナンバー制度の利活用に向けた中間取りまとめ

【目指すべき社会】

- ①誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- ②誰もが必要な時に自身の情報にアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- ③国・地方・民間の様々な手続き・サービスがシームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

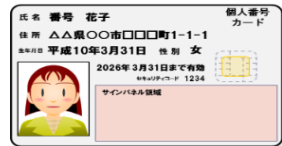
【これまでの取組】

- ・「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、マイナンバー等分科会において、**国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を中間取りまとめ**

【今後の予定】

- ・マイナンバー利活用範囲拡大の検討状況を政府CIOに報告を予定

1. 個人番号カードの普及・利活用



電子証明書



健康保険証、公務員身分証明書等を、個人番号カードに一体化／一元化

個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、官民の様々な手続きに利用拡大



2. マイガバメント等の構築

提供する
主なサービス

- 利用者の自己情報の閲覧
- プッシュ型サービス
- ワンストップサービス

利便性の高いサービス利用
に必要な基盤

電子的に完結するよう必要な情報をデータで入手・利用する仕組み
(情報提供等記録開示システム (いわゆる「マイ・ポータル」) / 電子私書箱)

シームレスな官民サービス
利用を可能とする、
本人確認に係る官民連携盤



サポートを受けながらの
利用や代理人による利用に
係る環境整備



スマートフォンやCATV等、
利用チャンネルや認証手段を拡大

3. 個人番号／法人番号

個人番号

例) 個人番号の利用範囲の拡大

現行可能なマイナンバー制度を利用した取組に近接し、公共性が高く、情報連携等により更なるメリットが期待される事務(※)制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、**個人番号の利用範囲の拡大を検討する。**

法人番号

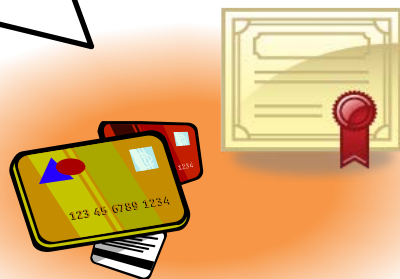
例) 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与
国や地方公共団体が法人に係る情報(調達、免許・許認可、処分・勧告等)**を公開する際に、法人番号を併せて公開すること**で、検索・利用を容易にする。そのため、関連する行政手続きにおいて法人番号を求め、法人情報の適切な管理を図る。

※①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

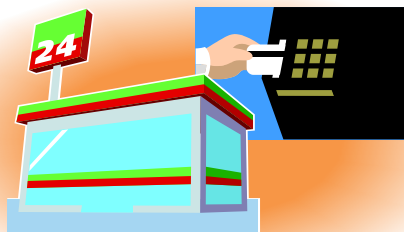
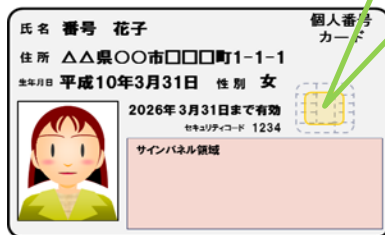
1. 個人番号カードの普及・利活用

「世界最先端のIT利活用社会」実現に向け、日本国に住民票のある人であれば誰でも取得できる実生活／オンラインの本人確認手段として、個人番号カードの普及・利活用を拡大。

職場・役所・病院等で必要なカード類(健康保険証、印鑑登録カード、公務員身分証明書等)や、紛失等の恐れのある国家資格等の資格の証明書を、個人番号カードに一体化／一元化



個人番号カードで利用できる、安全・安心なオンライン本人確認手段である公的個人認証サービスについて、対面・書面に代えて、官民の様々な手続きに利用を拡大



窓口外、時間外の利用が可能なコンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスを拡大



身近な公的身分証明書として、様々な官民の本人確認を要する場面で利用できるようにするとともに、取得に係る本人負担を軽減

2. マイガバメント等の構築

利用者の特定個人情報等の閲覧を可能とする情報提供等記録開示システム(いわゆるマイポータル)を拡張し、暮らしに係る官民の利便性の高いオンラインサービスを、誰もが安全かつ手軽に利用できる「マイガバメント」を構築する(※名称については見直しを検討)。

提供する主なサービス

利用者の自己情報の閲覧

利用者の特定個人情報や医療・健康・介護等に係る自己情報を、マイポータルや公的個人認証を利用して、分かりやすく、タイムリーに、必要に応じ閲覧可能に

プッシュ型サービス

利用者に係る情報に基づき、その利益になる情報(政府広報等お知らせ、子育て等サービス情報、給付金等の資格通知、権利の得喪に係るアラート等)を提供

ワンストップサービス

引越しや死亡等のライフイベントの際に必要な官民の様々な手続きを、オンラインで一括化

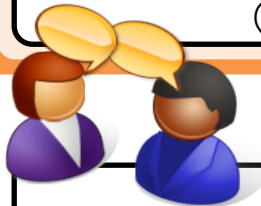
利便性の高いサービス利用に必要な基盤

電子的に完結するよう、必要な情報をデータで入手・利用する仕組み(マイポータル/電子私書箱)

(例: 生命保険料控除証明書等をデータで受信し、そのままe-taxによる確定申告等に利用等)

シームレスな官民サービス利用を可能とする、本人確認に係る官民連携基盤

(例: 民間ポータル上でのお知らせ確認、e-taxで確定申告→そのままオンライン銀行で納付等)



サポートを受けながらの利用や
代理人による利用に係る環境整備



スマートフォンやCATV等、
利用チャンネルや認証手段を拡大

3. 個人番号／法人番号

【個人番号】

● 個人番号を利用した業務見直し

国において、個人番号を利用する事務について、システムによる情報連携を念頭に、対面・書面の必要性を含め、業務・システムの見直しを進めるとともに、同様の対応が求められる地方公共団体に対し、法令解釈やシステム仕様等について、必要な助言・情報提供等の支援を行う。

● 個人番号の利用範囲の拡大

現行可能なマイナンバー制度を利用した取組に近接し、公共性が高く、情報連携等により更なるメリットが期待される事務、具体的には①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番（口座名義人の特定・現況確認等に係る事務）、④医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務、⑤自動車の登録に係る事務について、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、個人番号の利用範囲の拡大や制度基盤の活用を検討する。

【法人番号】

● 行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与

国や地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告等）を公開する際に、法人番号を併せて公開することで、検索・利用を容易にする。そのために、関連する行政手続きにおいて法人番号を求め、法人情報の適切な管理を図る。

● 「法人ポータル」の構築

法人が、行政機関が保有する自身の情報の閲覧、調達や補助金等に係る情報入手や、各種のオンライン手続き等を行える「法人ポータル」を構築する。

● 既存の番号との連携拡大等

国内外で法人に付されている既存の番号との連携を進めるとともに、個人事業主等に対する付番等について、具体的な利用ニーズ等を検討する。

○ 「『日本再興戦略』改訂2014」(抜粋)

③マイナンバー制度の積極的活用等

2016年1月に予定されているマイナンバー制度の利用開始や、2017年1月を目途とされている情報提供等記録開示システム(いわゆる「マイ・ポータル」)の整備に向けた取組を加速する。

マイナンバー制度に合わせて導入される個人番号カードについて、公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化など、国民への普及に向けた取組について検討を進め、個人番号カードの交付が開始される2016年1月までに方向性を明らかにする。

また、金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの公共性の高い分野を中心に、個人情報の保護に配慮しつつ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、今年度中にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにする。

さらに、2016年から利用が開始される法人番号について、行政機関等での利用を進めるとともに、行政機関等が保有する自らの法人情報の検索・参照や各種電子手続を可能とする「法人ポータル」の運用を2017年1月から開始する。

○ 「『世界最先端IT国家創造宣言』改訂」(抜粋)

3. 公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現 (前略)

また、導入に向けた取組が進められている番号制度は、国・地方の行政機関等による正確かつ迅速な情報の確認(名寄せ・突合)を可能とする「マイナンバー」「法人番号」、実社会やオンラインの本人確認手段となる「個人番号カード」、自己情報の閲覧等を可能とし、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスの提供等も視野に入れた「情報提供等記録開示システム」という、今後のIT利活用の基盤となるインフラを提供するものである。

今後は、全ての行政サービスが電子的に受けられることを原則とし、クラウド及び番号制度の徹底活用により、電子行政サービスが、ワンストップで誰でもどこでもいつでもどんな端末でも受けられる「便利なくらし」社会を実現する。

(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

個人番号カードについては、そのICチップの空き領域や公的個人認証サービス等を活用し、健康保険証や国家公務員身分証明書など、公的サービスや国家資格等の資格の証明等に係るカード類の一体化／一元化、個人番号カードで利用できるコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付等のサービスの拡大、放送・通信分野等における個人番号カードの民間利活用場面の拡大、実社会における対面及びオンライン上の非対面での本人確認手段としての利活用場面の拡大や、取得に係る負担の軽減等により、広く普及を図る。

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高めるとともに、法人に係るワンストップサービス等を実現するために必要な「法人ポータル」を構築する。

マイナンバーによる情報連携等により、更なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。